

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会における新型コロナウイルス感染症に関わる差別等に関する委員意見 概要（案）

【差別等の実態の把握】

- 「三重県感染症対策条例（仮称）」に差別等の根絶に関する規定を設けるに当たっては、医療保健部だけでなく、環境生活部や教育委員会、警察本部等の関連する部局や外部の機関とも連携して、丁寧に実態の把握をしていただきたい。
- 医療保健部だけで新型コロナウイルス感染症に関する差別等についての実態を把握することは困難だと思うので、人権に関わっている環境生活部と連携して、現場で何が起きているのかについての的確に把握をしていただきたい。
- 教育委員会等の関係部局や関係機関と連携して、新型コロナウイルス感染症に関する差別等の実態の調査をされることを期待している。
- 各部局で新型コロナウイルス感染症に関する差別等の相談を受けている事例もあると思うが、全庁的に統一した形でのそのような差別等の実態の把握や調査はされていないと思うので、その辺りをしっかりやってもらいたい。

【相談体制】

- 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷を受けたときの相談先として人権センターがアナウンスされているが、人権センター所長からの聴取りでは、相談をされてからどうするかということが不明確であり、どうやって精神的にケアし、解決に向かうのかといったことがなかなか見えなかった。相談体制をどう構築するかということは大きな課題だと考える。
- 窓口への相談等には至っていなくても、適切に対処しなければならぬ新型コロナウイルス感染症に関する差別等の事案があると認識しているので、そのような相談には至っていないところに潜んでいる問題を掘り起こし、把握するための手立てを考えることも必要であると考えます。

【SNSにおける差別等への対応】

- 参考人からの聴取りにおいて、SNSによって新型コロナウイルス感染症に関する差別等の問題がかなり拡大したということを確認したので、SNS対策が重要であると考えます。
- SNSにおける新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷が拡散していて、歯止めがかからない状態になっていることがわかった。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等に関し、SNS対策は不可欠であると考えます。
- SNSにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷やデマがどのように広がっていったのかについて、調査をすることが必要である。
- SNSにおける新型コロナウイルス感染症に関する差別等のモニタリングも必要である。
- ツイッターにおける新型コロナウイルス感染症に関する差別等の実態把握をお願いしたい。
- ツイッターやフェイスブックが新型コロナウイルス感染症に関するデマの拡散の拠点の一つとなっており、それらの媒体において、どれくらいの数のデマの事案があつて、どのように広がっていったのか、どういう勢いで伸びたのか、実態としてどのような実害が出たのかといった分析をしないことには、今後そういった媒体によるデマの拡散をどのように抑止するのかというところに至らないと考えるので、そのような調査をし、取りまとめをしていただきたい。
- ツイッターでも、他のSNSでも、広告という手段があり、上がってきたデマに対応して是正する広告をこちらからプッシュすることは可能だと考えるので、そういったことも含めて、対応でき得る可能性のある対策を、できるだけ早い段階で検討いただきたい。
- LINEは新型コロナウイルス感染症に関するデマの温床になっていると懸念されているが、閉鎖型のSNSであるため、運営会社が基本的にプライバシー保護を理由に公開を拒んでおり、捜査令状を取って誰のアカウントというところまで特定していないと公開されないという事情がある。国への法制度改正の要望も含め、LINEにおける新型コロナウイルス感染症に関するデマ等の実態を把握できるような状態を作らないことには、解決に至らないと考えるので、国への法制度改正の要望も含め、何らかの対応を検討されたい。

【情報提供の在り方】

- 新型コロナウイルス感染症に関する不安が差別等につながっている面があるので、「三重県感染症対策条例（仮称）」において、新型コロナウイルス感染症がどういう病気かということについての正確な知識や、県として県民に安心してもらえるようにどのような対策をとっているかという内容を含め、的確な情報を県が責任を持って出していくという視点を入れることが重要であると考えます。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報やうわさが出回りすぎていて、その中から何を信じてよいかわからないというところの不安や恐怖が、差別やデマにつながっていると思われるので、県からの情報発信の正確性とスピードを更に強化していくことが重要であると考えます。
- 子どもが新型コロナウイルスに感染した事例で、保護者や地域の関係者にいち早く情報提供がされた際に、事後の市の発表では伏せられていた当該子どもの所属する学校名が広まってしまった事例等を踏まえ、情報提供の在り方が差別につながる面があるという観点も「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たって考慮すべきであると考えます。
- 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況等の公表の仕方に課題がなかったのかどうか、その公表が罹患された方自身の権利侵害につながっていないかどうかということ、丁寧に検証することが必要であると考えます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等に関する情報の公表の仕方について、明らかにすべきことは何か、言えないことは何かというところの線引きを再度確認していただきたい。

【教育・啓発】

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等を防止するための啓発や教育という観点を「三重県感染症対策条例（仮称）」にも入れていく必要があると考えます。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等への対策として、啓発が重要であり、特に、教育現場でどのように子供たちを教育していくのかということが一番の基本だと考える。人間のあるべき姿や尊厳、差別は決して許されない、様々な違いを認め合うといったことを、家庭教育も含めた教育の中で絶えず追及する必要がある。

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等の対策として、教育や啓発は、起きている事象解決の即効薬ではないかもしれないが、ベースとして非常に大切なものだと考える。
- 参考人からの聴取りにおいて、インターネットにおいて無意識的に差別的な投稿をされる方も多いいことを聞いた。無意識的に差別的な投稿をするという部分は、積極的な啓発によって抑止できる可能性が大きいと考えられるので、被害を未然に防止するための効果的な啓発が求められる。
- 無意識に新型コロナウイルス感染症に関する差別等をしてしまうという例も多いということであるが、そこへの働きかけはまだまだできる余地が大きいのではないかと考える。

【マイノリティへの配慮】

- 人権保障という意味で、「三重県感染症対策条例（仮称）」においては、LGBTQや外国人といった様々な属性に対する配慮という観点も必要だと考える。
- 新型コロナウイルス感染症に便乗したヘイトスピーチも深刻だと思うので、そのことについても、医療保健部及び環境生活部で連携して、対策を考えていってほしい。

【差別等の抑止】

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等による人権侵害が深刻であることが参考人からの聴取り等において明らかになったので、「三重県感染症対策条例（仮称）」においては、新型コロナウイルス感染症に関する差別等は許されないということを明記していただきたい。
- 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たっては、差別等に対する抑止効果が本当に発揮されるような条例にすべきである。
- 罰則の検討も含めて、新型コロナウイルス感染症に関する差別等を抑止できるような「三重県感染症対策条例（仮称）」としていただきたい。
- 差別には、心の中にとどまる差別と、表に現れる差別があり、それらには大きな違いがあると考え。表に現れる差別については、表現の自由等にも配慮しつつ、「こういうことが駄目である」という形で明確にして、規制していくことも必要であると考え。

- 緊急事態宣言発令中に休業要請に応じずに営業を続けていた事業者や、適切な感染防止対策をとらずに営業を続けていた事業者が少なからずみられたと認識しているが、そのことは客に対する人権軽視、生命軽視だと思うので、そういった観点も「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たって考慮すべきであると考えている。
- 医療従事者から本来秘匿すべき情報が漏れてしまったようなケースもあったと認識しているが、そうしたことはあってはならないという観点も「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たって考慮すべきであると考えている。

【県としての体制（部局間の連携等）】

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等については、そもそも医療保健部の専門外のことだと思うので、医療保健部以外の関係部局からの協力を得ることが不可欠だと思う。
- 新型コロナウイルス感染症対策本部について、医療保健部がリードして感染症対策に取り組むということは当然だとは思いますが、同時に、環境生活部を中心に、人権侵害が起こらないようにということを県として大きく発信していただきたいと考えている。
- 学校が休校になった中で、子どもたちにどうやってこの感染症やその対応等について伝えるかということが不明確で混乱があったと認識している。そのようなことがないようにするためにも、医療保健部、環境生活部、教育委員会等の関係部局が同時に走り出せるような体制を整えることが重要である。その際は、単に関係部局が本部に全部入っているというだけでなく、実効的な連携が図られるようにしていただきたいと考えている。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正確で説得力のある情報を県民に発信し、県民の不安を払拭することで差別等につながらないようにするという観点から、新型コロナウイルス感染症対策本部に、県職員としての医師に加えて、感染症を専門とする医師に入ってもらうことも有益ではないかと考える。

【市町との情報共有・連携】

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別等の状況は市町がよく把握していると思うが、参考人からの聴取りにおいて、それらの差別等への対応が市町によってまちまちで整理されていないという状況も明らかになったので、市町との丁寧な情報共有及び連携ということも、「三重県感染症対策条例（仮称）」において欠かせない部分ではないかと考える。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報が錯綜^{さうそう}しているので、県として、市町と情報を共有できる体制を構築しておくことが重要だと考える。

【その他】

- 不安が根本にあり、うわさ話等につながっていくという側面があるので、感染するかもしれないという不安を払拭するという意味では、県民が安心できる検査体制の構築を図るべきだと考える。
- PCR検査等の対応や行政の相談窓口において、厳しい暴言や行きすぎた要求・要望等が県民から寄せられたというふうに聞いているが、県職員である公務員に対する県民からのいわゆるパワハラや暴言等への対策という観点も「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定に当たって考慮すべきであると考えます。